

# おしえてマイナンバー

## マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

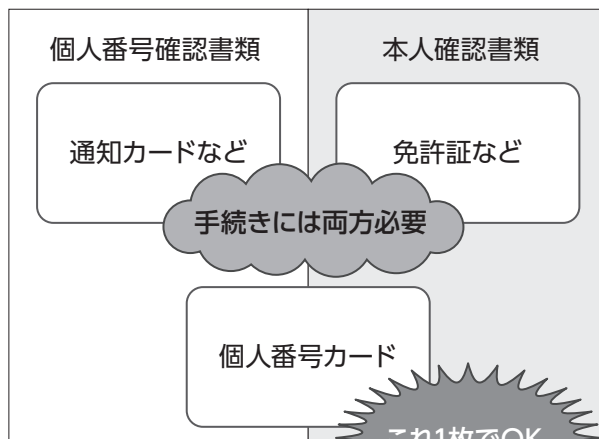
### ■個人番号の確認と本人確認は 個人番号カードが便利です

マイナンバーの記載が必要な手続には、番号が正しいことを確認する書類と本人確認書類が必要です。

番号の確認書類に「通知カード」を使用した場合、さらに本人確認が必要なため、運転免許証などの書類も必要です。

個人番号カードの場合、マイナンバーが記載されており、また、顔写真があるので、番号の確認から本人確認まで1枚で完了します。

マイナンバーの記載が必要な手続に必要な書類



### ■個人番号カードの申請手続

#### 1. マイナンバーの通知



平成27年10月以降、マイナンバーが書かれた「通知カード」が届きます。

- 送られてくる書類
- ・通知カード
- ・個人番号カード申請書と返信用封筒

#### 2. 個人番号カードの申請



申請方法は、主に2通りあります。

- ①郵送で申請  
通知カードに同封されていた申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストへ投函。
- ②インターネットで申請  
スマートフォン等で顔写真を撮影し、所定の入力画面からインターネットで申請。



マイナンバー  
イメージキャラクター  
マイナちゃん

#### 3. 「交付通知書」が届きます



個人番号カードの準備が出来たことを知らせる交付通知書が届きます。

#### 4. 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、申請者本人が、町民生活課の窓口で受け取れます。受け取る際は、以下の3つを必ずお持ちください。

- ①通知カード
- ②交付通知書
- ③運転免許証などの本人確認書類



### ○民間事業者のみなさまへ

マイナンバーの適正な取扱いのためのガイドラインをご確認ください。  
特定個人情報保護委員会ホームページアドレス <http://www.ppc.go.jp/>

問合せ マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178  
午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応  
☎0570-20-0291

総務課企画政策防災担当 ☎62-1231

次月以降も、マイナンバー制度についてお知らせします。